



平成 24 年 1 月 31 日

市会運営委員会委員長
古 川 直 季 様

横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会
委員長 嶋 村 勝 夫

各会派等から提出された検討項目について

1 月 3 1 日開催の横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において、各会派等から提出された検討項目の取り扱いを協議した結果、別紙の項目については、市会運営委員会において、その実施の有無を含め、協議していただくことを依頼することと決定いたしましたので、市会運営委員会での取り扱いをお願い申し上げます。

運営委員会に検討を依頼する会派等提出の検討項目

会派等提出の検討項目	会派等提出の検討項目(詳細)				関係法令		
	提案会派	項目	検討内容	備考	法令等名	条項	内容
き章	ヨコ会	き章	横浜市議員き章規則の見直し		横浜市議員き章規則	—	議員は、き章をはい用することを規定し、その様式を定めている。
通告内容の公開	当局	本会議	質問通告内容のホームページへの事前掲載の検討		横浜市会会議規則	第44条	「会議において発言しようとする者は、議長の定めた期間内に議長に発言通告書を提出しなければならない。」
					市会運営委員会申し合わせ・確認事項	—	本会議、予算・決算特別委員会における通告について規定
答弁者	当局	本会議	局長答弁の導入		地方自治法	第121条	「普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。」
		常任委員会	答弁者見直し	委員会出席部長を市会説明員として届け出て、所管部長答弁を可能とする。(議案及び報告事項に関しては、従来どおり、局長から説明)			
質問通告内容等	当局	本会議	質問通告内容及び書式等の検討	通告書への通告内容の明確化及び標準化等	横浜市会会議規則	第44条第2項	「通知書には、発言の要旨、討論については反対、賛成の別を記載しなければならない。」
					市会運営委員会申し合わせ・確認事項	—	本会議及び予算・決算特別委員会における通告に関する事項について規定
委員会構成	民主	委員会	常任委員会副委員長数の見直し	議員定数削減に伴い、常任委員会構成の委員数も減少している中、副委員長が2名必要か。	地方自治法	第109条～第110条	条例で、常任・特別・運営委員会を置くことができる旨規定
					横浜市会委員会条例	—	常任及び運営委員会を設置すること、また、委員長及び副委員長若干名を置くことを規定。特別委員会を議決により設置することを規定 ※常任:8、特別:7委員会設置
請願・陳情審査	当局	常任委員会	請願の付託先見直し	公有財産の管理、コンプライアンス、人事の総括としての見解を求める請願は、原則として所管局の委員会に付託、案件によって財政局や総務局等が出席	横浜市会請願及び陳情取扱要綱	—	請願及び陳情の取扱いについて規定
行政視察	民主	委員会	視察の取り扱い	委員会視察は、通常の委員会と同様の扱いとすべき。	地方自治法	第109条～第110条	第109条第4項「常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。」 ※第109条の2(運営委員会)及び第110条(特別委員会)においても同様の規定がある。
	共産	常任委員会	年2回の市外視察を行っているが、本当に横浜市政に役立つ視察なのか、検証する必要がある。	市外視察が本当に年2回必要か、横浜市政のために役立つ視察内容かを調査検討し、回数、経費、内容、市民への報告など是非を含めて市民参加で見直しをすすめる。その結果、視察を実施することになった場合には、行政視察の報告書と旅費収支報告をホームページ上で公開する。			
審議・報告事項等	民主	本会議	開会ベル	本会議開催前の「予鈴」は廃止し、「アナウンス」または「別の音」にすべき。	横浜市会会議規則	第8条第2項	「会議の開始は、振鈴で報知する。」
	当局	常任委員会	請負契約議案に関する財政局審査への工事所管局の出席		地方自治法	第109条第4項	「常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。」
			議決を要しない寄附受納報告の取り扱い	①廃止 ②常任委員に資料配付 ③報告する金額の基準を設ける 等	寄附受領につき市会議決の要否について	—	「議決を要しない寄附受領の場合には、市会常任委員会にその旨報告すること旨の通達(総務局長依命通達S25.8.30)
			当局交代に伴う待機時間解消に向けた10分～15分程度の休憩時間の確保				